

## 平成28年第4回定例会(平成28年12月20日)

厚生環境教育委員会委員長 (江藤 勝彦 委員長)

去る12月12日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました『議第98号 平成28年度 別府市一般会計補正予算(第7号)』関係部分、ほか8件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第98号 平成28年度 別府市一般会計補正予算(第7号) 関係部分』についてであります。

社会福祉課関係では国の補正予算に盛り込まれた、「臨時福祉給付金(経済対策分)」の給付に必要な経費を「一億総活躍社会」実現の加速に向け、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して予算計上しているとの説明がなされました。

次に、障害福祉課関係では、申請者の増加に伴い、重度心身障害者医療助成や障害児通所支援、特別障害者手当等支給などに関する追加額を予算計上しているとの説明がなされました。

次に、児童家庭課関係では、平成27年度子ども・子育て支援交付金の清算に伴う国庫返戻金や、本年度から認可外保育施設から認可保育所に3園移行し、保育定員が増加したことに伴う保育園運営費負担金の増額、また、国及び県の制度改正による多子世帯の保育料の負担軽減の拡充により、私立の認可保育所における保護者が負担する保育料が減額になったことに伴い、歳入としての保育料を減額補正しているとの説明がなされました。

高齢者福祉課関係では、介護従事者の確保及び離職の防止に資することを目的として介護ロボットを導入する福祉施設への補助金などを。

生涯学習課関係では、別府市コミュニティーセンターにある「芝居の湯」の給湯設備を改修するため、平成28年2月1日から29日まで休業したことによる指定管理者への休業補償費や、文化財に要する経費では、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての名僧「雪村友梅」を描いた肖像画で、本年8月に別府市の有形文化財に指定された「絹本着色雪村友梅像」を修復するための文化財修復委託料、鬼ノ岩屋古墳整備に要する経費では、4月に発生しました地震に起因して毀損した、鬼ノ岩屋古墳羨道入口の石積みの修復委託料を予算計上しているとの説明がなされました。

また、スポーツ健康課関係では、別府市中学校体育連盟補助金や、温水プールの循環ポンプや配管等の改修費の増額補正、さらに、実相寺多目的グラウンド整備工事の財源として、地域活性化事業債を予定していたが、国土交通省の

社会資本整備総合交付金と日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金が歳入として確保できたので、起債の減額を含め、財源補正を行うとの説明がなされました。

委員からは、「多額の財源を確保できたことは非常に大きな成果であるが、事業費と同時に計上することはできなかったのか」との質疑があり、当局からは、「事業費計上後も他に有利な財源がないか検討していたところ、追加募集があり、補助金等が内定されたので、財源補正をおこなうこととした」との説明がなされましたので、これを了といたしました。

別府商業高等学校関係では、4月の地震により体育館が使用できなくなっており、卒業式並びに閉校式をビーコンプラザのコンベンションホールにて実施するための会場使用料を予算計上しているとの説明がなされました。

採決におきましては、議第98号 平成28年度別府市一般会計予算（第7号）関係部分については、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、『議第103号 平成28年度 別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）』についてであります。

高齢者福祉課から、来年度に第7期介護保険事業計画を策定するにあたり被保険者のニーズ等を調査するための費用を予算計上していることや、

介護予防事業及び高額医療合算介護サービス給付事業などにおいて決算見込みとの差額について、増額・減額等の予算計上を行ったとの説明がなされました。

採決におきましては、当局説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

予算外の議案についてですが、『議第109号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例等の一部改正について』では、別府商業高等学校を廃止することに伴い、関係条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、『議第110号 別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について』では、雇用保険法の一部が改正され、失業等給付の給付内容等が変更され、併せて国家公務員退職手当法の失業者の退職手当について定めた部分に所要の改正が行われたことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、『議第116号 から 議第120号の 指定管理者の指定について』では、各種体育施設の指定管理について、説明がなされました。

委員からは、指定管理業者の応募状況や選定理由などについて縷々質疑がなされましたが、当局から 「これまで直営や任意指定であったが、多数の業者が施設に興味を持ち、入札に参加したことで競争の原理が働き、経費の削減ができた」との答弁がなされました。

さらに委員からは、経費だけではなく、サービスの質の向上も指定管理制度の特色であるので、業者への通知・指導の実施について意見がなされた次第であります。

以上7議案についての採決におきましては、当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。